

教育委員会名	会津若松市
--------	-------

I 概要

本市では、2019年度より医療的ケアの必要な児童の小学校入学にあわせ看護師を配置し、医療的ケアを行うこととしている。

福島県内でも人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケア児を普通学校で受け入れた事例は少なく、主治医からの指示書をもとに校内医療的ケア運営委員会を開催し、児童の医療的ケアの確認を行うこととしている。しかしながら、日々の学校生活の中で指示書と看護師の判断だけでは難しい場面が多くあると想定される。

このことから、安全・安心な医療的ケアを行うために、医師による巡回等の指導助言の実施や医療的ケア実施マニュアル等を作成するとともに、共通する重要事項の検討及びガイドライン等を策定し、今後の受入を見据えた、地域全体での医療的ケア実施体制の構築に取り組んだ。

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究	(イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究	(ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究	○
③地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究	(ア) 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携体制に関する研究	○
	(イ) 地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえ、医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない教育委員会・学校が医療的ケアの実施体制が整備されている教育委員会等と連携し医療的ケア実施体制を構築するための連携体制に関する研究	○

2 研究の概要

- ①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究
 - (イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究
 - 主治医及び指導医による相談や校内医療的ケア運営委員会への助言等の実施による支援体制の充実
- ②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究
 - (ア) 人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究
 - 会津若松市医療的ケア運営協議会による医療的ケアガイドライン等の策定
- ③地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究
 - 他地域の現状等についての研究

3 研究の内容等

(背景・課題意識・提案理由)

2019年度より、市立小学校に医療的ケアが必要な児童が入学する。児童が安全・安心な環境のもと、有意義な学校生活を送ることができるよう必要な体制を構築するためには、学校、看護師だけは無く、医療機関と連携した体制作りが必要である。医療的ケア実施体制を構築するために、医療的ケア専門医による巡回指導や医療機関との連携による運営協議会の開催、管内の公立普通学校に共通する重要事項の医療的ケアガイドラインの策定を行う。

(モデル校の選定理由)

本市において初めての医療的ケア児の就学学校であるため。

(事業の目標)

関係機関と連携し、公立普通学校における医療的ケア実施体制の構築を図る。

- ① 校内支援体制の充実
- ② 市内医療的ケア体制の構築
- ③ 医療的ケアガイドライン等の作成

(研究仮説)

- ① 医療機関等と連携することで、医療的ケア専門医が巡回し指導助言することで、より安全な医療的ケアが行える。
- ② 医療的ケア実施体制の構築を行うことで医療機関等との連携が深まり、医療的ケアに対する理解が深まり、安定した医療的ケアを行うことができる。
- ③ 医療的ケアガイドライン等を作成することで、保護者の理解を深めるとともに、医療的ケアが学校、保護者、児童、看護師が協力して医療的ケアを行うことができるとともに、本市における医療ケア実施の方針を明確に示すことができる。

(取組内容)

◆教育委員会としての取組

- ・医療機関と連携し、医療的ケア指導医を任命するなど、巡回指導等を行えるシステム作りをする。
- ・「(仮称)会津若松市医療的ケア運営協議会」を設置し、情報共有、医療的ケアの現状把握等を行いながら連携できる体制を構築する。
- ・本協議会において専門的見地からの指導をいただきながら「(仮称)会津若松市医療的ケアガイドライン」を作成し、安定した医療的ケアの構築に繋げていく。加えて、「人工呼吸器ケアマニュアル」「気管カニューレマニュアル」を作成し、高度な医療的ケアの実施に向けた体制の構築を図る。
- ・モデル校の教員・看護師及び保護者等に対し高度な医療的ケアを実施することに対する意識調査を行う。

◆モデル校における取組

- ・医療的ケア指導医による巡回指導を学期に1回程度行うことで、指示書の確認、手技の確認、判断に迷った事例を報告からの助言を仰ぎ安全な医療的ケアの実施を行えるようにする。
- ・「(仮称)会津若松市医療的ケア運営協議会」において、医師会、学校医、特別支援学校、看護師等関係機関による学校視察、整備・設備の検討、それぞれの機関でできることを協議し、実施体制を構築する。
- ・意識調査を行うことで、医療的ケアに対する意識を高め、意識調査の結果を考察することで、保護者と看護師・教員等が連携できる体制づくりをする。

(評価の観点及び評価の方法)

- ① 医療的ケア巡回指導医による巡回指導の実施
 - ・巡回指導により、看護師の手技、児童生徒への対応に変化はあったか。
 - ・巡回指導により、保護者との連携が深まったか。
 - ・安全な医療的ケアの実施、看護師の不安の解消に繋げることができたか。
- ② 「(仮称)会津若松市医療的ケア運営協議会」の開催
 - ・協議会の指導助言により、医療的ケアを実施する環境整備が整ったか。
 - ・医療的ケア関係機関との連携作りができたか。
- ③ (仮称)会津若松市版医療的ケアガイドライン等の作成
 - ・「(仮称)会津若松市医療的ケアガイドライン」、「人工呼吸器ケアマニュアル」「気管カニューレマニュアル」が作成できたか。

4 事業を通じて得られた主な成果

本市では、2019年度より医療的ケアの必要な児童の小学校入学にあわせ、モデル校である普通学校に看護師を配置し、医療的ケア実施体制の構築を行った。

構築にあたっては、学校において安全・安心な医療的ケアを行うために、校内医療的ケア運営委員会を設置し、医療的ケア実施マニュアル等を作成するとともに指導医による巡回等の指導助言の実施を行ったところである。また、医療的ケア運営協議会を設置し、全市に共通する重要事項の検討及びガイドライン等を策定し、今後の受入を見据えた、市全域での医療的ケア実施体制の構築を図ったところである。

モデル校においては、学校という環境の中で医療的ケアを行う上で主治医からの指示書をどのように実施していけばよいのか、どのような工夫が必要であるのか、さらには、緊急事態への対応など看護師が抱える課題や不安について、主治医及び指導医との連携によって、事案の多くを解決することが出来た。このことは、看護師の負担軽減に繋がるとともに、担任教諭にとっても、授業をはじめ校外活動等の実施における当該児童の身体への負荷に対する配慮、並びに学級運営等における不安を解消し、はじめての取組であったにもかかわらず、学校長の指揮の下、年間を通して保護者の学校への付き添いを要請することなく対応することができたという結果に繋がったところである。

加えて、今回、医療関係者及び学校、保護者等による医療的ケア運営協議会を設置し、それぞれの立場での意見交換を行い、課題等の共有並びに理解促進が図られたことは、学校、保護者及び本市における医療的ケア児の支援において大きな役割を果たすものとなる。

5 課題と今後の方策

本事業に取り組むことで、学校において安全・安心な医療的ケアを行うための校内医療的ケア運営委員会及び医療的ケア運営協議会を設置し、全市に共通する重要事項の検討及びガイドライン等を策定し、今後の受入を見据えた、市全域での医療的ケア実施体制の構築を図ることができた。

しかしながら、本年度において「人工呼吸器ケアマニュアル」及び「気管カニューレマニュアル」の策定までには至らなかった。また、主治医及び指導医との連携によって、保護者の付き添いを要請することなく対応することができたが、医療的ケアに対する不安感を持つ教職員も少なくない現状にある。

今後、これらの課題を解決するために、医療的ケア運営協議会等を核として、他自治体の取組事例等の研究を重ね、安心安全な医療的ケアの充実に努めていく。